

演習問題

確定申告書作成及び住民税計算

平成 30 年度
市町村民税研修



氏名

◎ 下記の事項に留意して、各演習問題に基づき確定申告書を作成し、住民税をもとめてください。

- ★ 演習問題はすべて平成 29 年分（住民税平成 30 年度課税分）とします。
- ★ 生命保険料、地震保険料、社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険等）、医療費について特に記載がなければ平成 29 年中に本人が支払ったものとします。
- ★ 給与所得の源泉徴収票は、特に記載がなければ年末調整済みとします。
- ★ 特に記載がなければ扶養親族には所得がないものとします。
- ★ 申告している扶養親族の中には、本来扶養の対象にならない者が含まれていることがあります。所得や生年月日等を考慮した上で扶養となるか判断してください。

【演習 1】 給与（年末調整未済）・生命保険料控除・医療費控除

太宰さんは給与の支払いを受けていますが、年末調整は済んでおらず、給与から天引きされた社会保険料とは別に生命保険料を支払っています。また、勤務先（非上場会社）より配当を受けており、D市へのふるさと納税、医療費控除と併せて確定申告を行います。太宰さんの確定申告書の作成と、住民税の計算をしてください。

<下記の資料以外の事項>

- 扶養親族 舞子（妻・昭和 51 年 7 月 9 日生）、理子（子・平成 10 年 10 月 22 日生）
淑子（母・昭和 19 年 4 月 4 日生）[同居]
- 四王寺の杜(株)からの配当金
（計算期間：平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日、平成 29 年 10 月 3 日受領）
配当金の額：72,000 円、源泉徴収された所得税及び復興税の額：14,702 円
- 支払った生命保険料…57,600 円[平成 24 年 2 月 1 日契約]
- D市へのふるさと納税…50,000 円
- 太宰さんが支払った医療費の内訳（医療費控除対象外のものを含む）

医療を受けた人	続柄	病院名等	治療内容	支払った医療費	保険で補填された金額
太宰舞子	妻	白木病院	人間ドック(病気が発見されその後手術を行っている)	150,000	
〃	〃	〃	手術費	380,000	400,000
〃	〃	〃	診断書料	5,400	
〃	〃	青山タクシー	退院時タクシー代	2,000	
太宰太郎	本人	矢吹眼科	目薬（ドライアイのため）	980	
〃	〃	林コンタクト	コンタクトレンズ	30,000	
太宰理子	子	加藤内科	診察料	2,600	
〃	〃	〃	インフルエンザ予防接種	4,000	
〃	〃	力石調剤薬局	治療薬（処方箋あり）	5,400	

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	※区分												(受給者番号)								
	住所 又は 居所	太宰府市観世音寺1-1-1										氏名									
												(フリガナ) ダザイ タロウ									
												(役職名) 太宰 太郎									
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額										
給料・賞与		A内 5,801,820 円 B内			円			円			円内 98,400										
控除対象配偶 者の有無等		配偶者特別 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)		社会保険料 等の金額		生命保険料 の控除額		地震保険料 の控除額		住宅借入金等 特別控除の額					
C 有 D 無		E 円		F 円		G 円		H 円		I 円		J 円		K 円		L 円					
* 無										391,174											
(適要)		住宅借入金等特別控除可能額 居住開始年月日				国民年金保険料等の金額 円				介護医療保険料の金額 ④ 円		新個人年金保険料の金額 ⑤ 円		旧個人年金保険料の金額 ⑥ 円		旧長期損害保険料の金額 ⑦ 円					
年調未済						配偶者の合計所得 ① 円				新生命保険料の金額 ② 円		旧生命保険料の金額 ③ 円									
扶養親族		16歳未満 ⑧		未成年者 ⑨		外国人 ⑩		死亡退職 ⑪		災害者 ⑫		乙欄 ⑬		本人が障害者 ⑭		寡婦 ⑮		中途就・退職		受給者生年月日	
														⑯ 特別 ⑰ 一般 ⑱ 特別		⑳ 寡夫 ㉑ 勤労学生		就職 退職 年 月 日		明 大 昭 平 年 月 日	
																				* 43 8 20	
支払者		住所(居所)又は所在地		福岡県大野城市乙金8-1																	
		氏名又は名称		四王寺の杜 株式会社																	
				(電話) 092-923-0000																	

(受給者交付用)

【演習 2】 給与・雑損・住宅ローン控除

大野さんは平成 29 年中にマイホームを購入し、住宅ローンを組んだため住宅借入金等特別控除を受けることにしました。また、不幸にも台風の大雨による洪水で建物や家電製品が損傷しました。申告書の作成及び住民税を計算してください。

<下記の資料以外の事項>

- 扶養親族 扶養親族 麗子（妻・昭和 47 年 7 月 26 日生）、愛（子・平成 6 年 6 月 11 日生）
菜々（子・平成 10 年 10 月 24 日生）、速人（子・平成 14 年 2 月 14 日生）
- 住宅ローンについて（認定長期優良住宅ではない）
居住開始年月日・・・平成 29 年 9 月 30 日
取得額・・・27,500,000 円（土地 12,500,000 円／建物 15,000,000 円(消費税 8%を含む)）
ローン額・・・20,000,000 円（平成 29 年末残高 19,500,000 円）
家屋の総床面積・・・128.88 ㎡
土地の総面積・・・168.30 ㎡
共有部分なし
- 大野さんの被災内容と損害保険による補填については下表のとおり

	建物部分	家財部分
被災内容	床下浸水及び壁の一部損壊	テレビ、冷蔵庫等が故障
損害金額	1,627,500	278,250
応急処置	68,250	13,650
排水費用	580,000	
買い替え費用		333,900
保険での補填金	1,139,200	194,700

被災した日：平成29年10月15日

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	※区分		住所又は居所 大野城市曙町2-1-1		(受給者番号)														
					氏名		(フリガナ) オオノ ジョウ												
							(役職名)		大野 丈										
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額											
給料・賞与		5,260,105		3,668,000		2,656,429		51,600											
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
◎有	◎無	◎有	◎無	◎人	◎人	◎人	◎人	◎人	◎人	◎人	◎人	◎人	◎人	◎人	◎人	◎人			
*				1			1			783,239	100,000	3,190							
(適要)		住宅借入金等特別控除可能額		国民年金保険料等の金額		介護医療保険料の金額		配偶者の合計所得		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		旧長期損害保険料の金額					
		麗子 愛 奈々 速人(年少)						194,640		120,000									
扶養親族		16歳未満		外国人		死亡退職		災害者		乙欄		本人が障害者		寡婦		中途就・退職		受給者生年月日	
1																		* 46 8 20	
支払者		住所(居所)又は所在地		大野城市大字乙金8-1		氏名又は名称		四王寺の杜 株式会社		(電話) 092-923-△△△△									

(受給者交付用)

【演習 3】 給与・公的年金・不動産所得・農業所得

筑紫野さんは、農業をしながら定年後も働き続けており、平成 29 年中に土地を購入し月極駐車場として貸し出しています。その後、敷地をアスファルト舗装し、隣地との境界にコンクリートブロック塀を作りました。なお、農業所得で専従者控除を受けます。申告書の作成と住民税を計算してください。

＜下記の資料以外の事項＞

- 扶養親族 弘子（妻・昭和 26 年 2 月 14 日生）
- 生命保険料・・・315,467 円（旧制度） ○ 地震保険料・・・9,654 円
- 公的年金等の状況、不動産所得

平成 29 年分 公的年金等の源泉徴収票						
支払を受ける者	住所 または 居所	筑紫野市二日市西1-1-1				
	氏名	筑紫野 一郎				
	生年月日	昭和 24 年 7 月 6 日				
区分	支払金額	源泉徴収税額				
法203条の3第1号適用分	2,940,700 円	51,774 円				
法203条の3第2号適用分	0 円	0 円				
法203条の3第3号適用分	0 円	0 円				
年金の種類	本人	控除対象配偶者の有無等				
		特別障害者	その他障害者	有	無	老人控除対象配偶者の有無
退職			*		有	無
控除対象扶養親族の数		本人以外の障害者の数		社会保険料の金額		
特定	老人	その他	特別	その他	円	
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0	
(適 要)						

支払者
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

【不動産所得について】

- ・不動産の所在地・・・
筑紫野市二日市南1-9-3
 - ・貸付面積・・・110.50㎡
 - ・貸出開始・・・平成29年6月1日
 - ・賃借人・・・筑紫太郎ほか
 - ・賃料収入・・・457,800円
 - ・舗装工事費・・・714,000円
取得年月／平成29年10月
 - ・境界ブロック塀工事費・・・97,225円
支払年月日・・・平成29年10月15日
 - ・不動産取得税 固定資産税等・・・515,000円
 - ・管理委託費(年額)・・・38,000円
- ※舗装工事の減価償却費計算は定額法で耐用年数10年、償却率0.100で計算してください。

○ 農業の収入と経費の内訳 ※減価償却はトラクターを定額法で、田植機を定率法で計算してください。

内容	金額(円)	備考
米・野菜売上	1,541,200	(内訳) 米…672,300円(80a) 野菜…868,900円(40a)
家事消費	105,100	(内訳) 米…64,700円 野菜…40,400円
交付奨励金	65,000	産地作り…28,000円 稲特補填金…37,000円
固定資産税	142,000	田、畑、農業用納屋
軽自動車税	5,600	軽トラック トラクター
苗購入費	215,100	ばれいしょ、玉ねぎ、キャベツ、水稻種苗ほか
肥料購入費	196,300	水稻肥料、園芸倍土、液肥ほか
農薬購入費	43,500	油虫農薬、水稻農薬ほか
資材購入費	56,300	遮光ネット、野菜杖ほか
衣料購入費	18,700	ビニール手袋、作業ズボン、足袋
燃料費	172,800	ハウス暖房用灯油、農機具用経由、ガソリン
電話代	35,100	自宅電話料金 117,000円のうち3割を事業経費とした。
トラクター購入費	1,800,000	購入年月日：平成26年4月2日(定額法償却率0.143：耐用年数7年)
田植機購入費	900,000	購入年月日：平成27年9月1日(定率法償却率0.286：耐用年数7年)
専従者給与	500,000	妻へ支払った専従者給与(白色専従者)

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	※区分		住所又は居所 筑紫野市二日市西1-1-1		氏名 筑紫野 一郎	(受給者番号)	(フリガナ) チクシノ イチロウ	(役職名)			
	種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額						
給料・賞与		A内 2,701,200	B内	C内	229,200						
控除対象配偶 者の有無等	配偶者特別 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)	社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額		
①有 ②無 ③従 ④無	⑤老人 控除の額	特定 ⑥人 ⑦人 ⑧人 ⑨人 ⑩人 ⑪人 ⑫人 ⑬人 ⑭人 ⑮人 ⑯人 ⑰人 ⑱人 ⑲人 ⑳人 ㉑人 ㉒人 ㉓人 ㉔人 ㉕人 ㉖人 ㉗人 ㉘人 ㉙人 ㉚人 ㉛人 ㉜人 ㉝人 ㉞人 ㉟人 ㊱人 ㊲人 ㊳人 ㊴人 ㊵人 ㊶人 ㊷人 ㊸人 ㊹人 ㊺人 ㊻人 ㊼人 ㊽人 ㊾人 ㊿人			①特別 ②その他	③内 ④内 ⑤内 ⑥内 ⑦内 ⑧内 ⑨内 ⑩内 ⑪内 ⑫内 ⑬内 ⑭内 ⑮内 ⑯内 ⑰内 ⑱内 ⑲内 ⑳内 ㉑内 ㉒内 ㉓内 ㉔内 ㉕内 ㉖内 ㉗内 ㉘内 ㉙内 ㉚内 ㉛内 ㉜内 ㉝内 ㉞内 ㉟内 ㊱内 ㊲内 ㊳内 ㊴内 ㊵内 ㊶内 ㊷内 ㊸内 ㊹内 ㊺内 ㊻内 ㊼内 ㊽内 ㊾内 ㊿内	① 339,822	②	③		
(適要) 住宅借入金等特別控除可能額 居住開始年月日		国民年金保険料等の金額			介護医療保険料の金額	④	⑤	⑥	⑦		
年調未済		配偶者の合計所得			①	①	②	③	④		
		新生命保険料の金額			②	⑤	⑥	⑦			
		旧生命保険料の金額			③	⑧	⑨	⑩			
(受給者交付用)	16歳未満 ⑧	未成年者 ⑨	外国人 ⑩	死亡退職 ⑪	災害者 ⑫	乙欄 ⑬	本人が障害者 ⑭ ⑮特別 ⑯その他	寡婦 ⑰ ⑱特別	⑲寡夫 ⑳勤労学生	中途就・退職 就職 退職 年 月 日	受給者生年月日 明 大 昭 平 年 月 日
											* 24 7 6
支払者	住所(居所)又は所在地	大野城市大字乙金8-1									
	氏名又は名称	四王寺の杜株式会社									
		(電話) 092-921-△△△△									

【演習 4】 年金所得・株式等譲渡所得

春日陽子さんは年金収入のほかに、夫から相続した上場株式からの配当収入があり、また上場株式の一部を売却しています。申告書の作成及び住民税を計算してください。

なお、配当所得については総合課税を適用し、平成 26 年中の株式売却により生じた損失 100 万円の繰越控除を譲渡益に対し適用します。

<下記の資料以外の事項>

○ 生命保険料・・・115,000 円（旧制度）

平成 29 年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所 または 居所	春日市原町 3-1-5							
	氏名	春日 陽子							
	生年月日	昭和 2 年 10 月 31 日							
区分	支払金額	源泉徴収税額							
法 203 条の 3 第 1 号適用分		円							
法 203 条の 3 第 2 号適用分		円							
法 203 条の 3 第 3 号適用分	452,469 円	0 円							
年金の種類別	本人	控除対象配偶者の有無等							
	特別障害者	その他障害者	有	無	老人控除対象配偶者の有無				
老齢基礎					有 無				
控除対象扶養親族の数	本人以外の障害者の数				社会保険料の金額				
特定	老人	その他	特別	その他	160,180 円				
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人					
(適 要) 介護保険料:49,580 円									
後期高齢者医療保険料:110,600 円									
支払者 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長									

○ 株取引について

		(単位：円)
配当金 支払者：A 株式会社	配当金収入	421,000
	源泉徴収税額	64,476
	配当割額	21,050
株式売却 取扱者：X 証券 Y 支店 特定口座／源泉徴収あり	売却金額	7,500,000
	取得価額	3,000,000
	譲渡委託手数料	37,500
	源泉徴収税額	683,431
	株式譲渡所得割額	223,125